法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

家芸断絶の危機はどう乗り越えられたか ： 金春八左衛門本の持つ意味

宮本，圭造

(出版者 / Publisher)
野上記念法政大学能楽研究所共同利用・共同研究拠点「能楽の国際・学際的研究拠点」 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)
金春家文書の世界 ： 文書が語る金春家の歩み（能楽研究叢書 ; 7）

(巻 / Volume)
7

(開始ページ / Start Page)
131

(終了ページ / End Page)
149

(発行年 / Year)
2017-03

家芸断絶の危機はどう乗り越えられたか

―金春八左衛門本の持つ意味―

宮本　圭造

はじめに

金春家文書中に「八左衛門本」「八左衛門家本」と通称される能伝書の一群がある。金春家の分家八左衛門家の初代、金春安喜に相伝された二十点の能伝書がそれで、その中には世阿弥や金春禅竹の伝書をはじめ、金春家において最も大切にされてきた伝書類が含まれる。これらは本来、一子相伝の秘書として堅く秘匿さるべき性格の書物であるが、金春安照の嫡子七郎氏勝が三十五歳で没した時、嫡孫の七郎重勝はまだ十五歳という状況にあって、万一の事態に備えるべく、金春安照が一子相伝の伝統を破り次男の八左衛門安喜に相伝したものであった。すなわち、『金春家祖先並芸伝来之由緒帳』（野々村戒三『金春十七部集』所収。以下、『由緒帳』と略す）の金春八左衛門安喜の項に次のようにある。

兄氏勝、父に先立相果、甥七郎重勝幼少にて、父安照年寄、取立申事危御座候故、為相続、八左衛門に、家業一子相伝、並家之書物、悉為写、安照加判仕、一事も不残伝授仕候、庶子伝授底済之始にて御座候

こうして安喜に相伝された能伝書は、その後、紆余曲折を経て、金春家の本家に戻され、現在は二十点全てが能楽研究所に存する。うち十四点（いずれも冊子本）は金春家から直接、能楽研究所の所蔵となったもの、残りの六点（いずれも巻子本）は、明治期に金春家から宝山寺に移った後、昭和五十六年に般若窟文庫として能楽研究所に寄贈されたものである。表章・伊藤正義『金春古伝書集成』（昭和四十四年、わんや書店）が刊行された時点では、「現存する二十点のうち、『拾玉得花』『六輪一露之記』『五音之次第』『五音三曲集』『反古裏の書』等、十二点までは原本たる大夫家本が散逸しており、安喜相伝本によってのみ内容を知られるものがその大半である」とされていたが、その後、平成六年になって、八左衛門本『六輪一露之記』『五音之次第』『五音三曲集』『歌舞髄脳記』の四点の原本が金春欣三氏のもとに所蔵されていることが明らかになり、同年、国文学研究資料館に寄贈された。それでもなお、残る八点が八左衛門本によってのみ内容を知られる貴重本であり、中でも『拾玉得花』一冊は、今もって、他に全く伝本の存在が知られない世阿弥伝書の孤本として、その資料価値は頗る高い。八左衛門本が、金春家文書の中でもとりわけ注目される資料群と評価される所以である。

本稿は、その八左衛門本の伝来を通じて、江戸前期の金春家の歴史の一端を明らかにしようとするものである。

一、金春家秘伝の庶子相伝の背景

元和三年（一六一八）二月、金春座の座衆から金春安照に宛てた連名の書状が出された。座衆として名前を連ねたのは、春藤六右衛門・金春又右衛門・大蔵弥右衛門・大蔵長右衛門・金春惣右衛門・大蔵源右衛門・幸小左衛門の七名。その書状の中で、右の七名は「御家の書物」を「七郎殿」にお渡し下さるように、と訴えている。

この書状は、吉田東伍が『能楽古典 禅竹集』を刊行するにあたって作成したと考えられる資料ノート「金春座旧

案」（吉田文庫蔵）に所収の、金春安住によって書写された大蔵庄左衛門家資料の写しの中に見えるもので、佐藤和道「松廼舎文庫旧蔵『金春系譜』所収史料考」（『演劇研究センター紀要Ⅸ』、平成十九年、早稲田大学演劇博物館）に、その全文が紹介されている。佐藤氏によれば、吉田東伍が依拠した本は、安田善之助の松廼舎文庫が所蔵する金春安住筆『金春系譜』全三冊と見られるという。同書は明治期に流出した金春家旧蔵文書の一部と思しいが、おそらくは、松廼舎文庫の他の蔵書とともに、関東大震災によって失われたのであろう。すなわち、書状の原本も失われ、その書状を写した金春安住の写本も失われ、吉田東伍による写しだけが現存している、ということになる。なお、書状の引用は、「安住評云」で始まる安住の注記の部分に含まれ、「右往復ノ書面ハ皆本家伝来ノ物」とあるから、安住の頃までは金春家に原本が所蔵されていたらしい。

ともあれ、この書状は、金春家の伝書相伝をめぐって、興味深い問題を提起する重要な資料であるので、煩を厭わず、佐藤氏の紹介に従って書状の全文を以下に引用することにしたい。

急度申上候、今度七郎殿江戸へ御下被成候ニ付、座中談合一書ヲ以申入候

一七郎殿へ御家の大事、此度御相伝被成候て御下し可被成候事

一七郎殿御覚悟萬御行儀、此中何とやらあしき様に承候間、御意に入申間敷と存、皆々御異見申候へは何様に成とも御心得、各如申にいたし可申由にて候間、則御一札取申候、皆々右の段請にたち申候者、此上にもあしき事御座候はゝ、此者共に御申可被成候、其上にて又可得御意候

一御家の書物共ちり不申様に被成、後には七郎殿へ皆々御渡被成候て可被下候事

一中村少三郎に道成寺御相伝被成候とて肥後にて仕候と内々承候には餘へは無御相伝由にて候、於御家々くるしからす候也

右之條々申上候事も江戸へ御下候に附、一大事と存、さて申事にて候、かやうに申者共いつくにてもかけ身にそひ如在仕間敷候事

元和三丁巳二月十四日　　春藤六右衛門　判

金春又右衛門
大蔵弥右衛門
大蔵長右衛門
金春惣右衛門
大蔵源右衛門
幸　小左衛門

金春八郎様　参

右に見るごとく、この書状は、金春七郎重勝の江戸下向にあたって、「御家の大事」「御家の書物」を相伝するよう八郎安照に願い出るものである。その語気は大変強く、ほとんど詰問状に近い内容である。金春家における家芸相伝に座衆が口を出すこと自体が異例であり、座衆面々の尋常でない決意のほどが窺われよう。時に安照は六十九歳。重勝も既に二十二歳になっており、家の大事を相伝されるのに、決して若すぎるというわけではなかった。六十九歳という安照の年齢を考えれば、座衆の目には、重勝がまだ「御家の大事」「御家の書物」を相伝されていない事態は、金春家の家芸断絶の危機が差し迫った緊急事と映ったに違いない。しかし、これに対する安照の返答は次のようなものであった。

一家の一大事、此度つたへてくたせと承候、我等の家には代々申つたへ候は、さやうにてはなく候、何事もいら

すは申に不及候、入ならは、家のさほうのこと〳〵より外は拙者は不存候、代々色々申つたへ候事とも有けに聞及候へ共、我らふきように候て萬々の一もかほとも不存候間、何の一大事と申をしそんにつたへ可申様もあるましく候へ共、乍去代々のふるほうくのきれ、大分おやよりつたはるかたはし、しせんには見申候へは大事は不存、こうたが一つ今をしへてなるとゆう事は中々ならぬといゝつたへ候、まつ〳〵聞てをき候はんと有事は、五ちやうをたて、親をおやにしんじ、ししやうをしんじうやまひての上にわ、けいをもおしなみ、かたのことくにする時は、親しやう(しし)も扨は此ものはものに成候はんと見附たる時は大事なりともいゝおくなと承及候、いろはもかきあけさるものは、しんのもの口にてをしへたりとも、かてん参間敷候、かやうに申も我せんそへの申聞候、おうち親家へのとゝけみやうかのためにて候間、如此候、御分別頼申候、かやうにかき申候も、めまひ候て、ひへあせになりめいわくに候へ共、かたはし申分ず候へは、各御ちそうの所をも不存やうに思召候はん間、こらへてやう書附候、何事も以面ならては申分かたく候

この書状の文面をどう理解すればいいか、やや判断に窮するところもあるが、我等の家には代々伝える大事といったものはなく、「家のさほうのこと〳〵」より他には何も伝えていないので、「一大事」を子孫に伝えることも有り得ない、と、あたかも一子相伝の秘書なるものが存在しないかのような返答をしている。安照がこのようにはぐらかす発言をしている背景には、「御家の大事」「御家の書物」の存在を公言すること自体が憚られるものであったためかと思われるが、右の書状は、江戸初期の金春家の伝書相伝をめぐって、次の事実を伝える点でとりわけ注目されよう。すなわち、「御家の大事」「御家の書物」なるものが、当時まだ安照から重勝には相伝されていなかったこと、そのことを不満に思うものが金春座衆の中にいた、という事実である。

右にいう「御家の書物」が、金春家が代々伝えてきた世阿弥・禅竹等の伝書を第一義的に指すことは、言うまでも

ない。安照がこれを何故、重勝にいまだ相伝していなかったかは定かでない。二十二歳という重勝の年齢がネックになっていたのかも知れないし、あるいはまた別に理由があったのかも知れない。ともあれ、ここで注目すべきは、重勝には相伝されていなかった「御家の書物」が、当時既に、安照の次男にあたる八左衛門安喜には伝えられていたらしい、ということであろう。前掲『由緒帳』によれば、安喜は兄氏勝の死後、「家業一子相伝、並家之書物」を悉く写し取り、「一事も不残伝授」したという。現在、八左衛門本として伝わるのがそれである。その相伝の年時は、氏勝没後という以上に具体的に明らかにし難いし、後の相伝の事例を参照するに、一括して相伝されたのではなく、ある一定の期間にわたって安照から安喜への相伝がなされたと見られるが、その相伝が重勝に先んじていたのは確実であろう。

なお、安喜のみならず、弟の大蔵庄左衛門氏紀にも、金春伝書のいくつかが相伝されたことが、『金春古伝書集成』に指摘されている。すなわち、明和頃写大蔵庄左衛門転写本『花鏡』（安田文庫旧蔵）に「金春之家之書物、安照の時、是をうつす物也。元和三年十一月三日　大蔵庄左衛門」とあること、伊達家旧蔵の大蔵家伝書『六輪一露抜書』（能楽研究所蔵）のうち、貞享五年（一六八八）の年記を持つ大蔵庄左衛門経喜の記事に『拾玉得花』の引用が見られることから、金春家の書物のうち、少なくとも『花鏡』と『拾玉得花』の二冊の世阿弥伝書が大蔵家に伝わっていたことが知られる。さらにこれに付け加えると、金春安住筆の大蔵庄左衛門本転写本『至花道』（能楽研究所蔵）にも、「此書物、金春家のを、安照八郎殿御うつさせ候ゆへ、是をうつす者也。慶長十三年三月十三日　大蔵大夫」の奥書が見え、氏紀が『至花道』をも書写していたことが分かる。その年時が慶長十三年とあることも注目されよう。従来、安照から庶子への伝書相伝は、慶長十五年の嫡子氏勝の死去が契機であるとされてきた。しかしながら、右の年記が正しいとすれば、少なくとも、いくつかの伝書については、既に慶長十三年の段階で庶子への相伝がなさ

れていた可能性が示唆されるのである。もちろん、氏紀の兄にあたる安喜への相伝も、慶長十三年以前に遡ると見てよいであろう。『由緒帳』によれば、氏勝は「家業に私御座候故、父安照勘当仕候」と、父安照から勘当されていたと伝える。あるいは、その勘当を契機として、庶子への相伝が始まったと見ることもできるのではなかろうか。

このように、元和三年の時点で、すでにかなりの伝書が金春安喜・大蔵氏紀の二人に相伝されていたと見られる。その伝書が、金春大夫の次期継承者である重勝に相伝されていなかった理由は、先にも述べたように確かではないのだが、前掲の元和三年の金春座衆申状には、「七郎殿御覚悟萬御行儀、此中何とやらあしき様に承候間、御意に入申間敷と存」とあって、七郎（重勝）の行跡に問題があり、安照が彼のことを快く思っていなかったことが、原因の一つであったように思われる。ともあれ、重勝には金春家の伝書が相伝されていないのに、庶子の安喜・氏紀には相伝されている、という噂は、当時、金春座衆の間にも流れていたのであろう。金春座衆をも巻き込んで、両者の間に何らかの確執が、すでに芽生えていたのかも知れない。その後の座衆の対応については、具体的に記す資料が見当たらないが、おそらくは、うやむやのまま、安照の死を迎えることになったのではないかと想像される。元和七年八月、安照は七十三歳で没する。三ヶ月後、安喜・氏紀の連名で、「七郎殿へ渡り申候書物覚」と頭書の文書が書かれる。いわゆる『金春家之書物之日記』である。これは、金春七郎重勝に譲り渡す二十点の書物（『風姿花伝』をはじめ世阿弥・禅竹の伝書等）の目録で、末尾には「金春家ニ伝来書物右之面也／仍如件／元和七酉年／十月吉日／右之通不残七郎殿へ／相渡シ申所也」の奥書と安喜・氏紀の連署、「金春七郎殿まいる」の宛書がある、というもので、この時点で重勝に伝書の引継ぎがなされたことが知られる。『金春古伝書集成』は、『金春家之書物之日記』の記述をめぐって、「八左衛門が安照在世中に家伝の書物を預つていたかどうかについての疑点は残る」とされているが、安喜自身が伝書を預かっていたかどうかはともかく、安照からその管理を託されていた可能性は十分にあろう。安照の死

によって、重勝ははじめて伝書を譲り受けることが可能になったのだと思われる。

なお、金春安住筆『歌舞拾得集』（金春宗家蔵）には大蔵家の伝書が多く写されているが、そのうち「家伝雑聞集」と題する元禄期の伝書に次のような記事が見える。

凡休岸様幼少より禅曲様江御稽古乃間ハ二十年余也。中にも　加納様御意乃後ハ弥へたてなく、十四五年乃内何事も不残御相伝被成候也。禅曲様御自筆乃書物共幷うたひ本共、其外雑々の物共迄于今所持仕所也。又禅曲様御死去被成候。其夜しうしゆん様と申［禅曲様御妻、休岸御母也］、休岸様江御申被成ハ、つね〳〵此箱にハ大事の書物入置被成候と、禅曲様被仰候間、是を持て帰り候へとてかろうといひて、半びつ乃ことく成四方を鼠乃くい損したるを被下候。其内に大事乃物共有候間、ひそかに持て帰り候様にと御申故、其夜持て御帰り也。誠に其内に色々乃秘密乃書物共有て于今伝る所也。

安照（禅曲）没後、「此箱にハ大事の書物入置被成候」と常々安照が語っていた本箱を氏紀（休岸）が譲り受けたという。「其内に色々乃秘密乃書物共有て于今伝る所也」とあって、それらの書物は大蔵家の所蔵になった由が見えるから、『金春家之書物之日記』に見える諸書とはまた別物のようであるが、江戸初期の金春伝書の伝来をめぐる一つの興味深い逸話であるので、ここに紹介しておく。

二、金春安喜と重勝・元信の義絶

元和七年に安照が亡くなった時、安喜は三十四歳、重勝は二十六歳であった。『由緒帳』は、安照没後、重勝が「家業を（中略）叔父八左衛門より相伝仕候筈」のところ、「所領之儀」をめぐって争い、「八左衛門と義絶」になったと伝えている。従来はこれが信じられているが、両者の義絶の原因については異説もある。『歌舞拾得集』所引の

「家伝雑聞集」がその異説を伝える資料で、そこには次のようにある。

禅曲様御子七郎、法名清本［休岸様兄］ハ禅曲様よりさきに御死去也。禅曲様よりさきに御死去也。清本子七郎、法名宗竹と申候。此宗竹七郎、禅曲様御跡を続被申候［休岸様甥也］。禅曲様御死去被成候て、後五十日過候と、其ま丶伊勢乃藤堂和泉守殿より八左衛門浄元［休岸様兄七郎、其次八左衛門也］、休岸様両人を伊勢乃津江御呼被成、日比八郎禅曲へ御念比に有し故、八郎病気なと御尋、何も遺言ハなかりつるかと御尋被成候へハ、八左衛門浄元被申候ハ、何もさして遺言と申事も無之候。家に伝り候知行三百石・面衣裳・書物等不残私にゆづり候由申置候と被申候。其時休岸様へ思召候ハまさしく偽にて候へ共、兄に知辱をあたへ申候も、何共眼前乃事なれハ、難儀と思召。然共爰にて不申候而ハ、金春乃家が立不申候間、暫乃内御思案、冬乃事にて候ひしか共、小袖壱ツ大あせに成被申候由、扨被申上候ハ、唯今八左衛門申上候ハ申そこなひにて候。親八郎儀者、中風にて六十日程口籠候て果申候。何乃遺言も無御座候と被申上候へハ、和泉守殿も何共御挨拶無之候て、暫ありて奥へ御入候て、両人共に罷帰候へと御申出し候（中略）扨、休岸様ハ例乃時分四月に金春七郎宗竹を同道にて江戸へ御下り候て、早々土井大炊頭殿江［其比第一乃老中也。御前も第一也。七郎ハ大炊頭殿御念比也］、七郎召連参り、禅曲相果候趣、委申上、又伊勢乃津にて浄元、和泉守殿江被申段、御咄仕、扨七郎儀ハ金春家乃惣領にて御座候へハ、誰か外にあらそひ申者御座有間敷候。八郎禅曲ハ跡目御知行幷諸色不残、七郎に被為仰付被下候様に奉願候。尤家に伝る書物・面・能道具等に至迄、不残七郎に被下置候様に、兎角筋目に被仰付被下候様にと御願被申上候也。大炊頭殿も尤に思召候由、御聞届被成候。（中略）右乃子細故、七郎一生之内、八左衛門浄元とハ不和也。大炊頭にさへ申上候事なれハ、休岸様御影と常々も被申候て、七郎宗竹ハ何事も休岸様江御まかせ候。殊更御両人共に奈良御住宅故に、一入乃事也。七郎ハ年若にて禅曲様江はなれ被申候故、芸道乃事一切休岸様御取立候也。七

郎年若に候内ハ、年比金春家乃書物・面なとハ休岸様御預り置候也。仍何事も七郎と休岸様とハ御中よく被仰合候也。

右には、所領をめぐる争いについて、一切言及がない。その代わりに、安照没後に藤堂家に呼ばれた安喜が、父安照の遺言の有無について尋ねられた際、「家に伝り候知行三百石・面衣裳・書物等不残私にゆづり候由申置候と被申候」と嘘を述べ、家の乗っ取りを図ったが、対する重勝は、翌年四月、江戸において跡目相続とともに「家に伝る書物・面・能道具等」の相続を願い出て、これを許された、と記されている。さらに、重勝が若いうちは、叔父の氏紀が「金春家乃書物・面なと」を預かっていたともあるが、これは『金春家之書物之日記』に、安照の死から三ヶ月後に安喜・氏紀より重勝に金春家の伝書が託されている事実が見えることと矛盾する。両者の主張は全く食い違っており、いずれを是とするか、いずれを非とするか、判断に迷うが、『由緒帳』は安喜の婿・竹田権兵衛安信の孫にあたる権兵衛広貞の編、「家伝雑聞集」は「八郎元信と一味仕、八左衛門に敵対」（『由緒帳』）したという金春平兵衛の甥の著作であり、それぞれの言い分が全くかみ合わないのも、このような事情が背景にあるようである。後者の記述にはいささか正確を欠く点が見られるから、前者の説を採用しておきたいが、なお今後、傍証を探索したい。

こうして安喜と重勝は義絶という関係に陥るが、重勝の死期が近づくに及んで、両者は和解する。すなわち、『由緒帳』に「相果候時、一子元信十歳未満に付、叔父八左衛門を招、家之儀頼申度旨申候へば、八左衛門申候は、唯今迄之不届、其方と和睦可仕所存は少も無之候、但し我等庶子之身に而、家伝不残授受仕候事は、偏に家之為に而候へば、其方跡之儀は、慥に元信を取立、相続為仕可申候間、安堵仕候様にと、請合申」と見える。寛永十一年（一六三四）に重勝は三十九歳で没。かくして安喜は、遺された九歳の元信の後見役を受け持つことを了承する。

ところが、それから十三年後の正保四年（一六四七）、安喜はまたしても元信と義絶することになる。『由緒帳』に

は、「元来八郎無理故、八左衛門知行無相違安堵仕候様に被仰付、知行之配当、公儀之御沙汰に極候」とあり、これを信ずれば、元信が八左衛門家の所領を自分のものにするために画策したことが原因であるという。金春宗家には、同年四月、その元信が安喜に差し出した起請文の午王誓紙が残されている。前書の部分を欠くため、義絶の事情が不分明であるのが残念だが、以下に誓紙の部分のみの翻刻を掲げる。諱は難読であるが、「元信」ではないようである。

上ハほんてん大しやく次第天王王城のちんしゆいなりぎをんかも木舟熊野三所伊豆箱根殊者氏の神惣而日本国中の大小の神儀の神はつをかうふり来世にてハむけんならくへしつミ永代うかむ世更に可被有（ママ）、仍起請文如件

正保四年　　竹田八郎

卯月吉日　　□□（花押）

金春八左衛門殿参

三、金春安喜から竹田権兵衛安信・金春七左衛門照喜への相伝

正保四年、安喜は元信と義絶するとともに、弟氏紀の子で、安喜の養子となっていた平兵衛を廃嫡した。これにより、安喜自身も、芸の継承者を失う、という危機的状況に直面する。それはまた、安照から受け継いだ金春家の大事（安喜が言うには、彼一人が相伝され、重勝にも伝えられなかった大事）が彼を最後に退転することをも意味した。そこで、安喜は慶安三年（一六五〇）以降、娘婿の竹田権兵衛安信に金春家の伝書の相伝を始める。『金春古伝書集成』にその経緯が詳しく述べられているが、この時、八左衛門本の伝書の殆どが、竹田権兵衛家にも伝えられることになった。『由緒帳』によれば、その他、種々の秘曲が伝えられたが、「歌舞根元之本義、一人相譲之嫡伝」だけは伝えられなかったという。

その後、安喜は林長兵衛の息子を養子に迎えて七左衛門照喜と名乗らせ、承応四年（一六五五）以降、彼にも金春家の伝書を相伝する。現在八左衛門本として伝わるこれらの伝書には、安照の加判の後に（安照の判は有無両様あり）、安喜から照喜に相伝する旨の比較的長文の奥書がある（口絵頁参照）。かくして、金春家の伝書の中核部分は、八左衛門家と竹田権兵衛家の双方に、それぞれ写しが伝えられることになるのである。このうち、竹田権兵衛家の写しは存否不明だが、八左衛門家の方は全て能楽研究所の所蔵となっている。以下、現存する八左衛門本の一覧を、相伝年時順に掲げる。

承応四年三月二十一日	六輪一露秘注（文正本）	巻子	般若窟文庫
同	至道要抄	冊子	能楽研究所
明暦二年正月十三日	六輪一露之記	冊子	能楽研究所
同　正月二十一日	拾玉得花	冊子	能楽研究所
同　三月五日	風姿花伝	冊子	能楽研究所
同	五音三曲集	冊子	能楽研究所
同　三月十七日	歌舞髄脳記	冊子	能楽研究所
同	反古裏之書（一）	冊子	能楽研究所
同　三月二十一日	反古裏之書（三）	冊子	能楽研究所
同　三月廿七日	毛端私珍抄	冊子	能楽研究所
同　卯月三日	五音之次第	冊子	能楽研究所

同	卯月五日	反古裏之書（二）	冊子	能楽研究所
同		至花道	冊子	能楽研究所
同		己心集	冊子	能楽研究所
同		音律菁華集	冊子	能楽研究所
同	五月六日	六義	巻子	般若窟文庫
同	五月九日	円満井座系図	巻子	般若窟文庫
同		申楽後証記	巻子	般若窟文庫
同	五月十一日	五位	巻子	般若窟文庫
同	五月吉日	法華五部九巻書序	巻子	般若窟文庫

養子照喜に金春伝書の相伝を開始する前年の承応三年、安喜は聟の竹田権兵衛安信に宛てて、『風聞書伝家集』と題する伝書を贈った。同書の存在は、後年、金春安住が残した一部抜書本によって知られていたが、近年、金春欣三氏のもとに原本があることが明らかになり、その後、能楽研究所の所蔵となった。その奥書に、これまで述べてきた経緯が辛辣な言葉で綴られている。当事者の感情に任せた証言であるため、幾分差し引いて理解する必要がありそうだが、興味深い内容であるので、長文になるが以下に引用することにしたい。なお、本書は虫損が著しく、一部の虫損箇所については、金春宗家蔵の安住の一部抜書本によって補い、ルビで示した。

右風□書伝花集之儀、可家ヲ次□□ならてハ相伝有間敷物□故ニ腹筋痛キ事ながら九牛□毛にても無是儀なれと□□世悴より安照公の仰□□□（られ候）かたはし聞覚たる所をおかしき事ながら可成為子孫かと存書誌ス所也。全他見有

間敷物也。此道当代の金春八郎家本にて候へ共、少モ不致相伝候へハ、今当代の金春太夫ハ家の習口伝ハ少モ不存、皆絶果申候間、定而、我等相果たる以後にハ、又八郎か懇望仕候事有リとても、一言ハ不及申ニ。半句にても令相伝事有間敷物也。其故ハ我等兄の七郎氏勝相果たる時は、当代の八郎か親の七郎ハ年十四歳にて有リ。安照公ハ成人の子を先立年寄老□□もむすび、病気して有故□□に精を出し、彼七郎を取□、家をつがせ候へとも、其かいもな□、安照公御死去の後、我等を為□□□(敵として色々)不届成儀共候へ共、我等□□□(もそれ)にも不構候処ニ、其天道罰にや、又程なく彼七郎相果申候。又今度の八郎儀ヲ七郎か我等を頼候間、頼れまじきとハ存候へ共、四拾にもならず、又相果申、まつごにて候へば不便に存、又頼れ、当代の八郎、年六歳にてはなれ候を、我等養育して江戸へつれて下り、公方様　台徳院殿公へ跡目の儀申上候処ニ、土井大炊正上使にて御諚被成候ハ、八郎廿五迄と成共、又ハ三十迄と成共、切り一筆仕候者、金春太夫名代を我等ニ可被仰付御諚被成候へとも、為八郎ト存、我等□□□もぢゝきおも擲、名代おも□□事を申上、八郎年七歳□□(の時)より金春太夫を被仰付候様ニ□□家を取立つがせ申候処ニ□□んをも忘れ、　公方様　□□(獻院)殿公の御時、はや我等を八郎為敵ト、不届千万成儀とも有ニより、太田備中守殿・根来民部少殿両御頭へ申、別心逆心そりやく仕ましきとて、八郎ニ七枚起請迄かゝせ申候へ共、それも不構、又我等を敵ニ仕ル、犬同前成八郎也。我等ハ道ヲ道ト思ひ、家を家ト存、二代迄取立、金春家をつがせ申候へ共、誠に殊乃たとへニかいかうたるいぬに手をくらわるゝとは此事也。若我等相果たる以後、八郎懇望する事可有、何程懇望いたし候とも、一言半句も相伝仕候者、草の陰迄も其恨□□□□也。太猷院殿公為御意、□□□致相伝候へ共、けりやう斗の□□にて、覚たりと云分也。せん□□所迄も行も不届候也。右之□□□へハ、八郎心もとなき事のミ□□有、其外ハ何を覚たる事も有ましく候。於家ニハ一大事、又ハほぞんニ仕候。申楽又ハせんほう、其外の習とも、口伝五音、又ハ於家ニ乃諸の曲舞共、万事の習共、少も致相伝候也。歌占の謡の□

□読をやう〳〵したる分也。節せんさくの所迄ハ思ひもよらず、けりやうばかりの稽古也。金春家の習口伝ハ家本にハ当代八郎より絶果申候也。返々八郎何程致懇望候とも、少も相伝有間敷物也。仍右如件。

承応三年　生年六拾七歳ニ而書□也

極□□日　　金春八左衛門尉

秦安喜（花押）

金□権兵衛殿参

ここに記されていることは、概ね事実と見てよいと思われる。奥書の半ばで「別心逆心そりやく仕ましきとて、八郎ニ七枚起請迄かゝせ申候へ共」と、元信が差し出した七枚起請文に言及があるが、これに該当すると思われるものが、金春宗家に現存する。その全文を以下に掲げる。

起請文前書之事

一ししやうにたいし別心きやうしん少もそりやく仕ましき事

一ししやうのしそんにたいし少も別心きやくしんそりやくに不存ししやう同前に可存事

一御相伝候事御ゆるしなき内少も他合仕ましき事、又他りうまなひけいを仕ましき事

右之条々於相背ニ者　　忝も

上ハほんてんたいしやく

四大天王閻魔法王五

道之□官下界地

にてハあたこ白山

八幡大菩薩まりし
尊天富士せんけん
熊野三所伊豆
相(祖)根王城之ちんしゆ
いなりきをん
賀茂き舟松之尾
平野別し而ハ
氏之神
又ハ金春家の神
おそろしとの
主君神
大荒大明神
殊ニハ又日本
六十余州之
大聖の神儀
の蒙神罰
を此世にてハ
白らい黒らいの

重病を請
其上又世間
へハ悪名をひろめ
又ハもろ〳〵の
死病をうけ
今死罪来世
にてハあひむけん
地獄へしつミ生々
世々子孫そん〳〵ニ至る
迄今世後生うかむ
うとをりニ有間敷
ものなり、仍而きしやう
もん如件
慶安三年　　金春八郎
四月廿八日　　□明（花押）
　金春八左衛門様参

諱の部分がやはり難読であるが、「元信」ではなく、二字目は「明」と読まれる。年長者とはいえ、庶家の当主である安喜を「ししやう」と呼ばせている点など、安喜の態度にいささか不遜なところがあったようにも感じられるが、

一方で、このような起請文を提出せざるを得なかった元信にも、何らかの問題があったのかも知れない。いつの時点かは定かでないが、金春大夫家と八左衛門家はその後、和解し、八左衛門本の金春伝書も、大夫家の蔵書の中に加えられることになる。そして、近代に入って、吉田東伍の『能楽古典 禅竹集』の底本として用いられるが、これが金春伝書で活字になった最初の例であった。

おわりに

金春安住筆『氏綱筆金春家蔵書抜書』（金春宗家蔵）には、『六輪一露之記』をはじめ、当時金春家に所蔵されていた多くの伝書の名前が記されている。その多くは、八左衛門本として現存する金春伝書と一致するが、そのうち、次の「翁之事　明翁集」だけは、八左衛門本に含まれていない。

一、翁之事　明翁集
　　焼失　無之禅竹　焼失

右之御書一子之外賢ク拝見ヲユルスベカラズ。禅曲居士八左衛門安喜江書物不残、御自筆ニテ御写シ被遣候得共、此　御書ハ写不被遣候間、随分〳〵　焼失　相守リツ、シン　焼失　可仕者也。

右にも、この書が安照から安喜に相伝された伝書の中に含まれていなかったことが明記されている。この「翁之事明翁集」が、禅竹の『明宿集』を指すことはあらためて言うまでもないであろう。右の事実は、一子相伝の秘書にも、依然として嫡家と庶家の間における歴然とした差別があったことを示している。元和七年に重勝に渡された『金春家之書物之日記』所載の伝書の中に、「翁之大事」が含まれることも注目される。従来、同書が『明宿集』であるかどうかは疑問視されていたが、先に述べたような『明宿集』の扱い、さらに、『氏綱筆金春家蔵書抜書』に「翁之事

明翁集」と見えることをも踏まえると、「翁之大事」がすなわち『明宿集』のことである可能性は、かなり高いと見てよいのではなかろうか。